

令和4年度補正予算  
消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進  
(都道府県を通じた取組) Q&A

(総論)

Q1 この事業ではどのような取組を支援してもらえますか。

A1 今般の物価高騰によって、こども食堂やこども宅食の運営に影響及び支障が生じていることから、その活動支援の拡充・強化を行います。こども食堂等の共食の場は、他者と楽しく食べる、食事マナーを学ぶ、こども宅食は地域食文化の継承や日本型食生活の実践など食育活動の場として重要です。

また、地元食材や栄養バランスに関する知識を学ぶ食育を普及するため、学校における食育支援を強化します。

具体的には、

1. 地域での食育の取組
  - ①地域における共食の場の提供
  - ②地域食文化の継承や日本型食生活の実践
  - ③農林漁業体験機会の提供 (※)
2. 学校における食育の取組
  - ①学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及
  - ②農林漁業体験機会の提供 (※)

※令和4年度補正予算事業では、農林漁業体験機会の提供のみで事業実施計画を策定することはできません。

農林漁業体験機会の提供は、

- ・共食の場における食育活動
- ・食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援
- ・学校における食育の取組における地場産物等活用の促進
- ・和食給食の普及

と組み合わせることで事業実施計画を策定することができます。

また、いずれの取組においても食中毒予防や新型コロナウイルス感染症予防等、衛生面にご留意のうえ事業の実施をお願いします。

(食中毒から身を守るには)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/foodpoisoning/>

(新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします)

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/kansenboushi\\_blue\\_20220120.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/kansenboushi_blue_20220120.pdf)

Q2 申請するためには、どのような要件がありますか。

A2 交付金を申請するに当たっては、対象の申請者と、事業実施計画に記載する事業内容について要件があります。

1. 対象の申請者は、
  - ①地方公共団体（都道府県と市町村）
  - ②民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であつて都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体とします。）
2. 事業実施計画に記載する事業内容については、
  - (1) 第4次食育推進基本計画に基づく目標及び都道府県、市町村が策定した食育推進計画の実現並びに本事業が設定した目標を達成するための事業内容とします。
  - (2) また、事業で実施する各種取組について他の事業実施主体が活用できる汎用性があること及び同取組が広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることとします。

Q3 A2 1. 対象の申請者 ②民間団体等 に記載のある特に認める団体になるためには、どのような資料を提出すればいいのでしょうか。

A3 特に認める団体については、以下についてわかる資料の提出が必要です。

- ①主たる事務所の定めがあること。
- ②代表者の定めがあること。
- ③定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- ④年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。

Q4 本事業での目標とは具体的にどのようなものでしょうか。

A4 本事業での目標とは、第4次食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画に定められた目標のうち当省関係の以下の①から⑥となります。

- ①地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす。
- ②地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。
- ③農林漁業体験を経験した国民を増やす。
- ④学校給食における地場産物等を活用した取組等を増やす。
- ⑤栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。
- ⑥産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

Q5 都道府県を通じた申請を考えている団体が、所在する市町村で事業を実施することを検討しているが、市町村で食育推進計画が策定されていない場合でも、本事業の申請はできますか。

A5 申請することは可能です。

本事業を活用して、地域の食育の推進を進めていただきますようお願いいたします。

なお、事業実施計画策定の際には、第4次食育推進基本計画及び所在する都道府県食育推進計画を参考のうえで、目標値を設定してください。

Q6 申請書の書き方を教えてください。

A6 申請書の記載方法については、当省HPに記載例を掲載しましたので、ご活用願います。

なお、詳細につきましては、各都道府県庁の担当部署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q7 都道府県の担当者が分からないので、教えてください。

A7 当省HPに都道府県の担当部署の連絡先を掲載していますので、担当者については、各担当部署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(都道府県の窓口一覧)

[https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/pdf/r4\\_h\\_pref.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/pdf/r4_h_pref.pdf)

(支援に関する共通事項)

Q8 交付額は定額となっていますが、定額とは何でしょうか。

A8 定額とは、あらかじめ定められた範囲内で、補助対象経費の全額を補助することです。

令和4年度補正予算事業では、1事業実施主体当たりの交付金額の上限1,000万円まで補助することが可能です。

なお、教材費としての食材費や監督・指導にかかる経費（交付金を交付している都道府県のみ）は、上限額を設けています。

Q9 各事業メニューにおける食材費（教材費）の交付金の上限額について教えてください

A9 食材費（教材費）の交付金の上限額は、以下のとおりです。

事業メニュー	1事業実施主体当たりの交付金の上限額	参加者1人当たりの交付金の上限額 (1開催あたり)
共食の場の提供	100万円	1,000円
それ以外の各事業メニュー	50万円	1,000円

(共食の場における食育活動)

Q10 令和4年度補正予算事業の事業メニューである共食の場における食育活動と、令和4年度当初予算事業の共食の場における食育活動との違いは何でしょうか。

A10 令和4年度当初予算事業においては、

- ①新たにこども食堂を開設
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動の休止又は縮小等していた既存の共食の場を、適切な感染防止対策を講じた上で再開する食育活動
- が支援の対象でした。

令和4年度補正予算事業ではそのような要件は設けておらず、共食の場における食育活動を行っている取組が、支援の対象となります。

(食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援)

Q11 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援において、こども宅食が食材や弁当を配達する場合、どのような食育活動を行えばいいのでしょうか。

A11 こども宅食は、食文化の保護・継承や日本型食生活の実践の食育活動の場として重要と考えています。事業実施主体におかれましては事業実施計画で定めた目標が達成できるよう、創意工夫ある食育活動の取組をお願いします。

取組例は以下のとおりです。

- ・ こどもたちが主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食生活を実践するために、栄養バランスのとれた食事メニューとなるよう、専門家の意見を聞きながらメニュー開発を行う。
- ・ 単なる食料供給とならないよう、食材や弁当と一緒に食育に関する教材（パンフレットやチラシ等）を同封する等の工夫をし、こどもたちの食への理解が深まるような配慮をする。

※なお、『日本型食生活のススメ』等のチラシを作成し当省HPに掲載しましたので、ぜひお役立てください。

Q12 こども食堂やこども宅食等を実施するために、以下の経費は支援の対象となりますか

- ・ 食材を支援する団体へ食材を取りに行く費用（燃料代や人件費）

- ・出来上がった弁当等を各家庭に配送する費用（燃料代や人件費）
- ・調理の過程で必要となる電気・ガス・水道等の光熱費

A12 支援の対象としていません。

Q13 こども食堂やこども宅食等を実施するために、以下の消耗品の経費は支援の対象となりますか

- ・食事提供時の紙皿・紙コップ・割り箸・簡易式フードパック（弁当容器）等の購入費用
- ・新型コロナウイルス感染症予防のための消毒液・使い捨て手袋等の購入費用
- ・調理の過程で必要となる食器用洗剤・ゴミ袋・ペーパータオル等の購入費用

A13 支援の対象となります。

（農林漁業体験の機会の提供）

Q14 農業体験等での講師へ謝金を支払うことは可能ですか。  
また、講師に図書カード等を配布する形で謝礼を渡すことは可能ですか。

A14 農業体験等での講師へ謝金を支払うことは可能です。  
また、謝礼として講師に図書カードを配布することについては可能です。その場合、取組を行う事業実施主体が作成する謝金支払規程等にその旨を明記していることが必要です。

（学校給食における地場産物活用の促進）

Q15 学生が献立開発に関わった場合、参加した学生全員に謝礼として図書カードを配布する費用は支援の対象となりますか

A15 献立開発に関する支援については、謝金・旅費の対象は調理師及び講師に限定されています。学生の場合はどちらにも該当しないことから、謝礼として図書カードを配布することは支援の対象とはなりません。

Q16 学校給食における地場産物活用の促進の取組を行う場合、幼稚園・保育園での給食の献立開発は支援の対象となりますか。

A16 学校給食が支援対象となっているため、幼稚園・保育園での給食は「学校給食における地場産物活用の促進」の対象とはなりません。  
一方で、幼稚園や保育園において、地域食文化の継承や日本型食生活を学ぶのであれば「地域食文化の継承や日本型食生活の実践」でござ

支援することが可能です。

Q17 献立開発に使う食材の全てが地場産物でないといけないのでしょうか。

A17 献立開発に使用する食材の全てが地場産物である必要はありません。

献立開発にあたっては、こどもたちが地場産物に対し知識や理解が深められるよう配慮をお願いします。